

刑 企 甲 達 第 7 7 号
生 企 甲 達 第 8 2 号
平 成 2 2 年 9 月 8 日

部課署長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

司法警察職員捜査書類簡易書式例の一部改正について（通達）

標記については、別添1のとおり、平成22年8月26日付け最高検企第232号をもって検事総長から指示がなされ、あわせて、別添2のとおり、同日付け最高検企第233号をもって次長検事から運用上の注意事項等に関する依頼があったところであるが、今回の改正の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の概要

(1) 万引きの目撃者に係る供述調書の書式の追加

万引きは、刑法犯認知件数が7年連続減少している中で高止まりの状態推移しており、万引き防止対策の推進等により万引きをさせない環境づくりをすることのほか、事案の内容に応じて、より一層積極的かつ厳正に対処することが求められている。しかしながら、万引きの被害を受けた店舗の経営者又は犯行を目撃した警備員等（以下「被害者等」という。）からの事情聴取及び調書作成に長時間を要すること等から、捜査において被害者等の積極的な協力を得ることが難しく、万引きに対して積極的かつ厳正に対処することに困難が生じている状況にある。

そこで、司法警察職員捜査書類簡易書式例（以下「簡易書式例」という。）の対象事件となる万引きに関して、事情聴取及び調書作成の合理化により捜査に要する時間を短縮し、これまで以上に被害者等の協力を得ることができるようにするため、万引きの目撃者に係る供述調書の書式として、「（簡）様式第7号の2 供述調書（乙の2）」を定めることとした。

(2) 対象事件の拡大

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により禁止される風俗営業を営む者等による客引きのための立ちふさがり又はつきまとい行為等について、別表2を改正し、新たに簡易書式例の対象事件とすることとした。

(3) 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

2 運用上の留意事項

- (1) 「(簡)様式第7号の2 供述調書(乙の2)」は、簡易書式例の対象事件となる万引きの目撃者に係る供述調書を作成する場合にのみ使用すること。
- (2) 改正前の「(簡)様式第7号 供述調書(乙)」は、本改正によって「(簡)様式第7号 供述調書(乙の1)」に改正されたが、施行の日以降も改正前の様式による用紙が残存している場合には、様式番号等に適宜修正を加え使用して差し支えない。

別添及び様式は省略